

■ 福岡県地域防災計画（事故対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第1編 海上災害対策編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>1 第七管区海上保安本部 (1) (略) (2) 航空機又は巡視船艇の被災海域への派遣並びに被害状況の把握及び結果の分析・評価 (3)～(15) (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 海上交通の安全のための情報の充実</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 第七管区海上保安本部 第七管区海上保安本部は、海図、水路図誌等の整備を図るとともに、水路情報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図るものとする。 また、海事関係者に対する海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努めるものとする。 走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域等において、監視体制の強化を図るとともに、必要に応じて、巡視船艇による指導、船舶交通の規制を行うものとする。</p> <p>第3 (略)</p> <p>第2節～第4節 (略)</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報の分析整理 (1) (略) (2) 第七管区海上保安本部、県及び市町村等の防災関係機関は、油流出事故による環境への影響を迅速に把握・評価し、また、被害の発生を最小限とするために、平常時より自然的・社会的・経済的諸情報（水質、底質、漁場、養殖場、工業用水等の取水口、海水浴場、藻場、干潟、鳥類の渡来・繁殖地、史跡名勝等に関する情報）等を収集・整理し、情報図として整備する等その内容を充実し、防災関係機関において有効に活用できる体制の確立に努める。 (3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第1編 海上災害対策編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>1 第七管区海上保安本部 (1) (略) (2) 航空機又は船艇の被災海域への派遣並びに被害状況の把握及び結果の分析・評価 (3)～(15) (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 海上交通の安全のための情報の充実</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 第七管区海上保安本部 第七管区海上保安本部は、海図、水路図誌等の整備を図るとともに、水路情報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図るものとする。 また、海事関係者に対する海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努めるものとする。 走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域等において、監視体制の強化を図るとともに、必要に応じて、船艇による指導、船舶交通の規制を行うものとする。</p> <p>第3 (略)</p> <p>第2節～第4節 (略)</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報の分析整理 (1) (略) (2) 第七管区海上保安本部、県及び市町村等の防災関係機関は、油流出事故による環境への影響を迅速に把握・評価し、また、被害の発生を最小限とするために、平時より自然的・社会的・経済的諸情報（水質、底質、漁場、養殖場、工業用水等の取水口、海水浴場、藻場、干潟、鳥類の渡来・繁殖地、史跡名勝等に関する情報）等を収集・整理し、情報図として整備する等その内容を充実し、防災関係機関において有効に活用できる体制の確立に努める。 (3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

福岡県地域防災計画（事故対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>4 職員の体制 (1)～(2) (略) (3) 県及び市町村等の防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。 (4)～(5) (略) 5～6 (略) 第2 捜索、救助・救急、医療及び消火活動関係 1～2 (略) 3 消火活動関係 (1) (略) (2) 第七管区海上保安本部及び市町村は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。 第3 (略) 第4 油等の大量流出時における防除活動関係 1～4 (略) 5 風評対策の充実強化 (1) 基礎データの収集 県は、平常時から県内水産物の市場における取扱数量・価格、観光地における観光入り込み客数等の情報を収集・整理するなど、災害発生後の調査結果と比較することができるよう、基礎データの整備に努める。 (2) 関係機関との連携体制の確立 県は、平常時から市町村、商工観光業関係者、漁業関係者、報道機関等と協議し、災害発生時に関係機関が一体となって風評対策を実施することができるよう、連携体制の確立に努める。 6 (略) 第5～8 (略)</p>	<p>4 職員の体制 (1)～(2) (略) (3) 県及び市町村等の防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努めるものとする。 (4)～(5) (略) 5～6 (略) 第2 捜索、救助・救急、医療及び消火活動関係 1～2 (略) 3 消火活動関係 (1) (略) (2) 第七管区海上保安本部及び市町村は、平時から消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。 第3 (略) 第4 油等の大量流出時における防除活動関係 1～4 (略) 5 風評対策の充実強化 (1) 基礎データの収集 県は、平時から県内水産物の市場における取扱数量・価格、観光地における観光入り込み客数等の情報を収集・整理するなど、災害発生後の調査結果と比較することができるよう、基礎データの整備に努める。 (2) 関係機関との連携体制の確立 県は、平時から市町村、商工観光業関係者、漁業関係者、報道機関等と協議し、災害発生時に関係機関が一体となって風評対策を実施することができるよう、連携体制の確立に努める。 6 (略) 第5～第8 (略)</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>
<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 第1 災害情報の収集・連絡 (略) 1 (略) 2 第七管区海上保安本部 (1) (略)</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 第1 災害情報の収集・連絡 (略) 1 (略) 2 第七管区海上保安本部 (1) (略)</p>	

■福岡県地域防災計画（事故対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由								
<p>(2) 第七管区海上保安本部は、必要に応じ巡視船艇、航空機等による目視、撮影等による情報収集及び画像情報の利用による被害規模の把握を行い、被害の状況、応急対策の活動状況、災害対策連絡調整本部設置状況等について、適宜、防災関係機関に連絡する。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>【海上災害情報伝達系統】</p> <p>第2 通信手段の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 重要通信の確保</p> <p>西日本電信電話株式会社は、災害時における防災関係機関の重要通信の優先確保を行うものとする。</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 県の活動体制</p> <p>1 関係課の所掌事務</p> <p>海上災害に係る主な関係課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="250 1171 972 1495"> <thead> <tr> <th>担当課</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災危機管理局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 第七管区海上保安本部及び消防庁との連絡調整に関する事。 被害情報の収集及び取りまとめ並びに関係機関への伝達に関する事。 市町村に対する情報伝達及び応急対策上必要な指示に関する事。 事故対策本部等の設置に関する事。 関係各課及び関係機関との連絡調整に関する事。 その他必要とする応急対策の実施に関する連絡調整 </td> </tr> </tbody> </table>	担当課	分掌事務	防災危機管理局	<ul style="list-style-type: none"> 第七管区海上保安本部及び消防庁との連絡調整に関する事。 被害情報の収集及び取りまとめ並びに関係機関への伝達に関する事。 市町村に対する情報伝達及び応急対策上必要な指示に関する事。 事故対策本部等の設置に関する事。 関係各課及び関係機関との連絡調整に関する事。 その他必要とする応急対策の実施に関する連絡調整 	<p>(2) 第七管区海上保安本部は、必要に応じ船艇、航空機等による目視、撮影等による情報収集及び画像情報の利用による被害規模の把握を行い、被害の状況、応急対策の活動状況、災害対策連絡調整本部設置状況等について、適宜、防災関係機関に連絡する。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>【海上災害情報伝達系統】</p> <p>第2 通信手段の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 重要通信の確保</p> <p>N T T 西日本株式会社は、災害時における防災関係機関の重要通信の優先確保を行うものとする。</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 県の活動体制</p> <p>1 関係課の所掌事務</p> <p>海上災害に係る主な関係課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="985 1171 1711 1495"> <thead> <tr> <th>担当課</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災危機管理局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 第七管区海上保安本部及び消防庁との連絡調整に関する事。 被害情報の収集及び取りまとめ並びに関係機関への伝達に関する事。 市町村に対する情報伝達及び応急対策上必要な指示に関する事。 事故対策本部等の設置に関する事。 関係各課及び関係機関との連絡調整に関する事。 その他必要とする応急対策の実施に関する連絡調整 </td> </tr> </tbody> </table>	担当課	分掌事務	防災危機管理局	<ul style="list-style-type: none"> 第七管区海上保安本部及び消防庁との連絡調整に関する事。 被害情報の収集及び取りまとめ並びに関係機関への伝達に関する事。 市町村に対する情報伝達及び応急対策上必要な指示に関する事。 事故対策本部等の設置に関する事。 関係各課及び関係機関との連絡調整に関する事。 その他必要とする応急対策の実施に関する連絡調整 	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>組織改編に伴う修正</p>
担当課	分掌事務									
防災危機管理局	<ul style="list-style-type: none"> 第七管区海上保安本部及び消防庁との連絡調整に関する事。 被害情報の収集及び取りまとめ並びに関係機関への伝達に関する事。 市町村に対する情報伝達及び応急対策上必要な指示に関する事。 事故対策本部等の設置に関する事。 関係各課及び関係機関との連絡調整に関する事。 その他必要とする応急対策の実施に関する連絡調整 									
担当課	分掌事務									
防災危機管理局	<ul style="list-style-type: none"> 第七管区海上保安本部及び消防庁との連絡調整に関する事。 被害情報の収集及び取りまとめ並びに関係機関への伝達に関する事。 市町村に対する情報伝達及び応急対策上必要な指示に関する事。 事故対策本部等の設置に関する事。 関係各課及び関係機関との連絡調整に関する事。 その他必要とする応急対策の実施に関する連絡調整 									

■福岡県地域防災計画（事故対策編）新旧対照表

旧			新			改正理由													
<p>県民情報広報課 ・被害状況、防災関係機関の活動状況等の報道発表に関する</p> <p>健康増進課 ・住民、ボランティア等の健康安全対策に関すること。</p> <p>医療指導課 ・救護班の編成及び派遣に関すること。 ・福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣に関すること。 ・医療関係機関、団体等との連絡に関すること。</p> <p>環境保全課 ・水質、大気、悪臭等に対する対策に関すること。</p> <p>廃棄物対策課 ・回収した油の貯留、運搬及び処分等に関すること。</p> <p>自然環境課 ・生態系の保全に関すること。 ・傷病野生鳥獣の救護対策に関すること。</p> <p>観光政策課 観光振興課 ・観光関係の風評被害対策に関すること。</p> <p>漁業管理課 ・水産資源の被害状況の収集伝達に関すること。 ・関係漁業協同組合との連絡調整に関すること。 ・漁業関係の風評被害対策に関すること。</p> <p>水産振興課 ・管理する漁港及び漁港区域に係る海岸の保全に関すること。 ・市及び町管理漁港の保全に関する指導に関すること。 ・漁場の保全対策に関すること。</p> <p>港湾課 ・管理する港湾及び海岸の保全に関すること。</p>	<p>広報課 ・被害状況、防災関係機関の活動状況等の報道発表に関する</p> <p>健康増進課 ・住民、ボランティア等の健康安全対策に関すること。</p> <p>医療指導課 ・救護班の編成及び派遣に関すること。 ・福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣に関すること。 ・医療関係機関、団体等との連絡に関すること。</p> <p>水・大気環境課 ・水質、大気、悪臭等に対する対策に関すること。</p> <p>廃棄物対策課 ・回収した油の貯留、運搬及び処分等に関すること。</p> <p>自然環境課 ・生態系の保全に関すること。 ・傷病野生鳥獣の救護対策に関すること。</p> <p>観光政策課 観光振興課 ・観光関係の風評被害対策に関すること。</p> <p>漁業管理課 ・水産資源の被害状況の収集伝達に関すること。 ・関係漁業協同組合との連絡調整に関すること。 ・漁業関係の風評被害対策に関すること。</p> <p>水産振興課 ・管理する漁港及び漁港区域に係る海岸の保全に関すること。 ・市及び町管理漁港の保全に関する指導に関すること。 ・漁場の保全対策に関すること。</p> <p>港湾課 ・管理する港湾及び海岸の保全に関すること。</p>	<p>2 配備体制 県は、海上災害の通報を受けたときは、次に掲げるところにより必要な体制をとるものとする。 (1)～(2) (略)</p> <p>【配備の種類と配備基準】 (丸数字は動員数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備の種類</th> <th>配備の時期</th> <th>配備基準（総括者を除く。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">事故対策本部 （災害警戒本部）</td> <td rowspan="11">事故災害の状況から相当な被害が予想されるとき</td> <td>防災危機管理局 ⑩</td> </tr> <tr> <td>県民情報広報課 ②</td> </tr> <tr> <td>健康増進課 ②</td> </tr> <tr> <td>医療指導課 ②</td> </tr> <tr> <td>環境保全課 ②</td> </tr> <tr> <td>廃棄物対策課 ②</td> </tr> <tr> <td>自然環境課 ②</td> </tr> <tr> <td>観光政策課 ①</td> </tr> <tr> <td>観光振興課 ①</td> </tr> <tr> <td>漁業管理課 ②</td> </tr> <tr> <td>水産振興課 ②</td> </tr> <tr> <td>港湾課 ②</td> </tr> </tbody> </table>	配備の種類	配備の時期	配備基準（総括者を除く。）		事故対策本部 （災害警戒本部）	事故災害の状況から相当な被害が予想されるとき	防災危機管理局 ⑩	県民情報広報課 ②	健康増進課 ②	医療指導課 ②	環境保全課 ②	廃棄物対策課 ②	自然環境課 ②	観光政策課 ①	観光振興課 ①	漁業管理課 ②	水産振興課 ②
配備の種類	配備の時期		配備基準（総括者を除く。）																
事故対策本部 （災害警戒本部）	事故災害の状況から相当な被害が予想されるとき	防災危機管理局 ⑩																	
		県民情報広報課 ②																	
		健康増進課 ②																	
		医療指導課 ②																	
		環境保全課 ②																	
		廃棄物対策課 ②																	
		自然環境課 ②																	
		観光政策課 ①																	
		観光振興課 ①																	
		漁業管理課 ②																	
		水産振興課 ②																	
港湾課 ②																			
<p>2 配備体制 県は、海上災害の通報を受けたときは、次に掲げるところにより必要な体制をとるものとする。 (1)～(2) (略)</p> <p>【配備の種類と配備基準】 (丸数字は動員数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備の種類</th> <th>配備の時期</th> <th>配備基準（総括者を除く。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">事故対策本部 （災害警戒本部）</td> <td rowspan="11">事故災害の状況から相当な被害が予想されるとき</td> <td>防災危機管理局 ⑩</td> </tr> <tr> <td>広報課 ②</td> </tr> <tr> <td>健康増進課 ②</td> </tr> <tr> <td>医療指導課 ②</td> </tr> <tr> <td>水・大気環境課 ②</td> </tr> <tr> <td>廃棄物対策課 ②</td> </tr> <tr> <td>自然環境課 ②</td> </tr> <tr> <td>観光政策課 ①</td> </tr> <tr> <td>観光振興課 ①</td> </tr> <tr> <td>漁業管理課 ②</td> </tr> <tr> <td>水産振興課 ②</td> </tr> <tr> <td>港湾課 ②</td> </tr> </tbody> </table>	配備の種類	配備の時期	配備基準（総括者を除く。）	事故対策本部 （災害警戒本部）	事故災害の状況から相当な被害が予想されるとき	防災危機管理局 ⑩	広報課 ②	健康増進課 ②	医療指導課 ②	水・大気環境課 ②	廃棄物対策課 ②	自然環境課 ②	観光政策課 ①	観光振興課 ①	漁業管理課 ②	水産振興課 ②	港湾課 ②	<p>組織改編に伴う修正</p>	
配備の種類	配備の時期	配備基準（総括者を除く。）																	
事故対策本部 （災害警戒本部）	事故災害の状況から相当な被害が予想されるとき	防災危機管理局 ⑩																	
		広報課 ②																	
		健康増進課 ②																	
		医療指導課 ②																	
		水・大気環境課 ②																	
		廃棄物対策課 ②																	
		自然環境課 ②																	
		観光政策課 ①																	
		観光振興課 ①																	
		漁業管理課 ②																	
		水産振興課 ②																	
港湾課 ②																			

■ 福岡県地域防災計画（事故対策編）新旧対照表

旧			新			改正理由
		その他事故の状況により関係のある課			その他事故の状況により関係のある課	
災害対策本部	事故災害の状況から大規模な被害が予想されるとき又は被害が相当に拡大すると想定されるとき	組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第2節組織動員計画による。	災害対策本部	事故災害の状況から大規模な被害が予想されるとき又は被害が相当に拡大すると想定されるとき	組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第2節組織動員計画による。	
第4～第8 (略) 第3節～第7節 (略)			第4～第8 (略) 第3節～第7節 (略)			
第4章 (略)			第4章 (略)			

福岡県地域防災計画（事故対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第2編 航空災害対策編</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 情報の収集・連絡関係</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 職員の体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県及び市町村等の防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第2 捜索、救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 消火救難及び救助・救急、消火活動関係</p> <p>(1) 北九州空港事務所、福岡国際空港株式会社及び市町村は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 通信手段の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 重要通信の確保</p> <p>西日本電信電話株式会社は、災害時における防災関係機関の重要通信の優先確保を行うものとする。</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 県の活動体制</p> <p>1 関係課の所掌事務</p> <p>航空災害に係る主な関係課の所掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>第2編 航空災害対策編</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 情報の収集・連絡関係</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 職員の体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県及び市町村等の防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努めるものとする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第2 捜索、救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 消火救難及び救助・救急、消火活動関係</p> <p>(1) 北九州空港事務所、福岡国際空港株式会社及び市町村は、平時から消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 通信手段の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 重要通信の確保</p> <p>N.T.T西日本株式会社は、災害時における防災関係機関の重要通信の優先確保を行うものとする。</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 県の活動体制</p> <p>1 関係課の所掌事務</p> <p>航空災害に係る主な関係課の所掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p></p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>記載の適正化</p>

■福岡県地域防災計画（事故対策編）新旧対照表

旧			新			改正理由
担当課	所掌事務		担当課	所掌事務		組織改編に伴う修正
防災危機管理局	<ul style="list-style-type: none"> 航空事業者及び消防庁との連絡調整に関すること。 被害情報の収集及び取りまとめ並びに関係機関への伝達に関すること。 市町村に対する情報伝達及び応急対策上必要な指示に関すること。 事故対策本部等の設置に関すること。 関係各課及び関係機関との連絡調整に関すること。 その他必要とする応急対策の実施に関する連絡調整 		防災危機管理局	<ul style="list-style-type: none"> 航空事業者及び消防庁との連絡調整に関すること。 被害情報の収集及び取りまとめ並びに関係機関への伝達に関すること。 市町村に対する情報伝達及び応急対策上必要な指示に関すること。 事故対策本部等の設置に関すること。 関係各課及び関係機関との連絡調整に関すること。 その他必要とする応急対策の実施に関する連絡調整 		
県民情報広報課	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況、防災関係機関の活動状況等の報道発表に関すること。 		広報課	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況、防災関係機関の活動状況等の報道発表に関すること。 		
空港対策局	<ul style="list-style-type: none"> 空港管理者等との連絡調整に関すること。 その他関係機関との連絡調整に関すること。 		空港・交通政策局	<ul style="list-style-type: none"> 空港管理者等との連絡調整に関すること。 その他関係機関との連絡調整に関すること。 		
医療指導課	<ul style="list-style-type: none"> 救護班の編成及び派遣に関すること。 福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣に関すること。 医療関係機関、団体等との連絡に関すること。 		医療指導課	<ul style="list-style-type: none"> 救護班の編成及び派遣に関すること。 福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣に関すること。 医療関係機関、団体等との連絡に関すること。 		
<p>2 配備体制</p> <p>県は、航空災害の通報を受けたときは、次に掲げるところにより必要な対策をとる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>【配備の種類と配備基準】 (丸数字は動員数)</p>			<p>2 配備体制</p> <p>県は、航空災害の通報を受けたときは、次に掲げるところにより必要な対策をとる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>【配備の種類と配備基準】 (丸数字は動員数)</p>			組織改編に伴う修正
配備の種類	配備の時期	配備基準（総括者を除く。）	配備の種類	配備の時期	配備基準（総括者を除く。）	
事故対策本部 （災害警戒本部）	事故災害の状況から 相当な被害が予想されるとき	防災危機管理局 ⑩ 県民情報広報課 ② 空港対策局 ② 医療指導課 ② その他事故の状況により関係のある課	事故対策本部 （災害警戒本部）	事故災害の状況から 相当な被害が予想されるとき	防災危機管理局 ⑩ 広報課 ② 空港・交通政策局 ② 医療指導課 ② その他事故の状況により関係のある課	
災害対策本部	事故災害の状況から 大規模な被害が予想されるとき又は被害が相当に拡大すると想定されるとき	組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第2節組織動員計画による。	災害対策本部	事故災害の状況から 大規模な被害が予想されるとき又は被害が相当に拡大すると想定されるとき	組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第2節組織動員計画による。	
第5～第9 (略) 第3節～第5節 (略)			第5～第9 (略) 第3節～第5節 (略)			

■福岡県地域防災計画（事故対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>3編 鉄道災害対策編</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節～第5節 (略)</p> <p>第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 職員の体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県及び市町村等の防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第2 救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 消火活動関係</p> <p>鉄軌道事業者は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、平常時より機関相互間の連携強化を図るものとする。</p> <p>第3～第6 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 通信手段の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 重要通信の確保</p> <p>西日本電信電話株式会社は、災害時における防災関係機関の重要通信の優先確保を行うものとする。</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 県の活動体制</p> <p>1 関係課の所掌事務</p> <p>鉄道災害に係る主な関係課の所掌事務は、次のとおりとする</p>	<p>3編 鉄道災害対策編</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節～第5節 (略)</p> <p>第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 職員の体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県及び市町村等の防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努めるものとする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第2 救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 消火活動関係</p> <p>鉄軌道事業者は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、平時より機関相互間の連携強化を図るものとする。</p> <p>第3～第6 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 通信手段の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 重要通信の確保</p> <p>N T T西日本株式会社は、災害時における防災関係機関の重要通信の優先確保を行うものとする。</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 県の活動体制</p> <p>1 関係課の所掌事務</p> <p>鉄道災害に係る主な関係課の所掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>記載の適正化</p>

■ 福岡県地域防災計画（事故対策編）新旧対照表

旧			新			改正理由																				
担当課	所掌事務		担当課	所掌事務																						
防災危機管理局	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄軌道事業者及び消防庁との連絡調整に関すること。 ・被害情報の収集及び取りまとめ並びに関係機関への伝達に関すること。 ・市町村に対する情報伝達及び応急対策上必要な指示に関すること。 ・事故対策本部等の設置に関すること。 ・自衛隊の災害派遣要請に関すること ・関係各課及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・その他必要とする応急対策の実施に関する連絡調整 		防災危機管理局	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄軌道事業者及び消防庁との連絡調整に関すること。 ・被害情報の収集及び取りまとめ並びに関係機関への伝達に関すること。 ・市町村に対する情報伝達及び応急対策上必要な指示に関すること。 ・事故対策本部等の設置に関すること。 ・自衛隊の災害派遣要請に関すること ・関係各課及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・その他必要とする応急対策の実施に関する連絡調整 																						
県民情報広報課	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況、防災関係機関の活動状況等の報道発表に関すること。 		広報課	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況、防災関係機関の活動状況等の報道発表に関すること。 																						
交通政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地及びその周辺における交通対策に関すること。 		交通政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地及びその周辺における交通対策に関すること。 																						
医療指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・救護班の編成及び派遣に関すること。 ・福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣に関すること。 ・医療関係機関、団体等との連絡に関すること。 		医療指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・救護班の編成及び派遣に関すること。 ・福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣に関すること。 ・医療関係機関、団体等との連絡に関すること。 																						
<p>2 配備体制</p> <p>県は、鉄道災害の通報を受けたときは、次に掲げるところにより必要な体制をとる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>【配備の種類と配備基準】 (丸数字は動員数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備の種類</th> <th>配備の時期</th> <th>配備基準（総括者を除く。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事故対策本部 （災害警戒本部）</td> <td rowspan="2">事故災害の状況から 相当な被害が予想されるとき</td> <td> 防災危機管理局 ⑩ 県民情報広報課 ② 交通政策課 ② 医療指導課 ② その他事故の状況により関係のある課 </td> </tr> <tr> <td> 組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第2節組織動員計画による </td> </tr> <tr> <td>災害対策本部</td> <td>事故災害の状況から大規模な被害が予想されるとき又は被害が相当に拡大すると想定されるとき</td> <td> 組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第2節組織動員計画による </td> </tr> </tbody> </table>			配備の種類	配備の時期	配備基準（総括者を除く。）	事故対策本部 （災害警戒本部）	事故災害の状況から 相当な被害が予想されるとき	防災危機管理局 ⑩ 県民情報広報課 ② 交通政策課 ② 医療指導課 ② その他事故の状況により関係のある課	組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第2節組織動員計画による	災害対策本部	事故災害の状況から大規模な被害が予想されるとき又は被害が相当に拡大すると想定されるとき	組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第2節組織動員計画による	<p>2 配備体制</p> <p>県は、鉄道災害の通報を受けたときは、次に掲げるところにより必要な体制をとる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>【配備の種類と配備基準】 (丸数字は動員数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備の種類</th> <th>配備の時期</th> <th>配備基準（総括者を除く。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事故対策本部 （災害警戒本部）</td> <td rowspan="2">事故災害の状況から 相当な被害が予想されるとき</td> <td> 防災危機管理局 ⑩ 広報課 ② 交通政策課 ② 医療指導課 ② その他事故の状況により関係のある課 </td> </tr> <tr> <td> 組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第2節組織動員計画による </td> </tr> <tr> <td>災害対策本部</td> <td>事故災害の状況から大規模な被害が予想されるとき又は被害が相当に拡大すると想定されるとき</td> <td> 組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第2節組織動員計画による </td> </tr> </tbody> </table>			配備の種類	配備の時期	配備基準（総括者を除く。）	事故対策本部 （災害警戒本部）	事故災害の状況から 相当な被害が予想されるとき	防災危機管理局 ⑩ 広報課 ② 交通政策課 ② 医療指導課 ② その他事故の状況により関係のある課	組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第2節組織動員計画による	災害対策本部	事故災害の状況から大規模な被害が予想されるとき又は被害が相当に拡大すると想定されるとき	組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第2節組織動員計画による	
配備の種類	配備の時期	配備基準（総括者を除く。）																								
事故対策本部 （災害警戒本部）	事故災害の状況から 相当な被害が予想されるとき	防災危機管理局 ⑩ 県民情報広報課 ② 交通政策課 ② 医療指導課 ② その他事故の状況により関係のある課																								
		組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第2節組織動員計画による																								
災害対策本部	事故災害の状況から大規模な被害が予想されるとき又は被害が相当に拡大すると想定されるとき	組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第2節組織動員計画による																								
配備の種類	配備の時期	配備基準（総括者を除く。）																								
事故対策本部 （災害警戒本部）	事故災害の状況から 相当な被害が予想されるとき	防災危機管理局 ⑩ 広報課 ② 交通政策課 ② 医療指導課 ② その他事故の状況により関係のある課																								
		組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第2節組織動員計画による																								
災害対策本部	事故災害の状況から大規模な被害が予想されるとき又は被害が相当に拡大すると想定されるとき	組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第2節組織動員計画による																								
<p>第4～第8 (略)</p> <p>第3節～第5節 (略)</p> <p>第4章 (略)</p>			<p>第4～第8 (略)</p> <p>第3節～第5節 (略)</p> <p>第4章 (略)</p>																							

■ 福岡県地域防災計画（事故対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第4編 道路災害対策編</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 道路交通の安全のための情報の充実</p> <p>福岡管区気象台は道路交通の安全に係わる気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。</p> <p>道路管理者は、道路施設等の異常を遅滞なく発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握、データベース化に努め、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。</p> <p>道路管理者及び警察は、道路交通の安全のための情報収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。</p> <p>第2節～第3節 (略)</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 職員の体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県及び市町村等の防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第2 救助・救急、医療及び消火活動関係</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 消火活動関係</p> <p>道路管理者及び市町村は、平常時より機関相互間の連携強化を図るものとする。</p> <p>第3～第8 (略)</p>	<p>第4編 道路災害対策編</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 道路交通の安全のための情報の充実</p> <p>福岡管区気象台は道路交通の安全に係わる気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。</p> <p>道路管理者は、道路施設等の異常を遅滞なく発見し、速やかな応急対策を図るために、平時より道路施設等の状況の把握、データベース化に努め、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。</p> <p>道路管理者及び警察は、道路交通の安全のための情報収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。</p> <p>第2節～第3節 (略)</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 職員の体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県及び市町村等の防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努めるものとする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第2 救助・救急、医療及び消火活動関係</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 消火活動関係</p> <p>道路管理者及び市町村は、平時より機関相互間の連携強化を図るものとする。</p> <p>第3～第8 (略)</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

■ 福岡県地域防災計画（事故対策編）新旧対照表

旧		新		改正理由
<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 通信手段の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 重要通信の確保</p> <p>西日本電信電話株式会社は、災害時における防災関係機関の重要通信の優先確保を行うものとする。</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 県の活動体制</p> <p>1 関係課の所掌事務</p> <p>道路災害に係る主な関係課の所掌事務は、次のとおりとする</p>		<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 通信手段の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 重要通信の確保</p> <p>NTT西日本株式会社は、災害時における防災関係機関の重要通信の優先確保を行うものとする。</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 県の活動体制</p> <p>1 関係課の所掌事務</p> <p>道路災害に係る主な関係課の所掌事務は、次のとおりとする。</p>		記載の適正化
担当課	所掌事務	担当課	所掌事務	
防災危機管理局	<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者及び消防庁との連絡調整に関すること。 被害情報の収集及び取りまとめ並びに関係機関への伝達に関すること。 市町村に対する情報伝達及び応急対策上必要な指示に関すること。 事故対策本部等の設置に関すること。 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 関係各課及び関係機関との連絡調整に関すること。 その他必要とする応急対策の実施に関する連絡調整 	防災危機管理局	<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者及び消防庁との連絡調整に関すること。 被害情報の収集及び取りまとめ並びに関係機関への伝達に関すること。 市町村に対する情報伝達及び応急対策上必要な指示に関すること。 事故対策本部等の設置に関すること。 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 関係各課及び関係機関との連絡調整に関すること。 その他必要とする応急対策の実施に関する連絡調整 	組織改編に伴う修正
県民情報広報課	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況、防災関係機関の活動状況等の報道発表に関すること。 	広報課	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況、防災関係機関の活動状況等の報道発表に関すること。 	
交通政策課	<ul style="list-style-type: none"> 被災地及びその周辺における交通対策に関すること。 	交通政策課	<ul style="list-style-type: none"> 被災地及びその周辺における交通対策に関すること。 	
医療指導課	<ul style="list-style-type: none"> 救護班の編成及び派遣に関すること。 福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣に関すること。 医療関係機関、団体等との連絡に関すること。 	医療指導課	<ul style="list-style-type: none"> 救護班の編成及び派遣に関すること。 福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣に関すること。 医療関係機関、団体等との連絡に関すること。 	
道路維持課	<ul style="list-style-type: none"> 被害情報の調査及び応急復旧に関すること。 関係機関との連絡調整に関すること。 	道路維持課	<ul style="list-style-type: none"> 被害情報の調査及び応急復旧に関すること。 関係機関との連絡調整に関すること。 	
2 配備体制	<p>県は、道路災害の通報を受けたときは、次に掲げるところにより必要な対策をとる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	2 配備体制	<p>県は、道路災害の通報を受けたときは、次に掲げるところにより必要な対策をとる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	

■福岡県地域防災計画（事故対策編）新旧対照表

旧			新			改正理由
【配備の種類と配備基準】		(丸数字は動員数)	【配備の種類と配備基準】		(丸数字は動員数)	
配備の種類	配備の時期	配備基準（総括者を除く。）	配備の種類	配備の時期	配備基準（総括者を除く。）	
事故対策本部 （災害警戒本部）	事故災害の状況から 相当な被害が予想されるとき	防災危機管理局 ⑩ <u>県民情報広報課</u> ② 交通政策課 ② 医療指導課 ② 道路維持課 ② その他事故の状況により関係のある課	事故対策本部 （災害警戒本部）	事故災害の状況から 相当な被害が予想されるとき	防災危機管理局 ⑩ <u>広報課</u> ② 交通政策課 ② 医療指導課 ② 道路維持課 ② その他事故の状況により関係のある課	組織改編に伴う修正
災害対策本部	事故災害の状況から 大規模な被害が予想されるとき又は被害が相当に拡大すると想定されるとき	組織及び要員は、基本編・ 風水害対策編第3編第1章 第2節組織動員計画による	災害対策本部	事故災害の状況から 大規模な被害が予想されるとき又は被害が相当に拡大すると想定されるとき	組織及び要員は、基本編・ 風水害対策編第3編第1章 第2節組織動員計画による	
第4～第8 （略） 第3節～第5節 （略） 第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動 第1 道路管理者の措置 1 道路管理者は、 <u>迅速かつ的確な障害物の除去による道路啓開、仮設等の応急復旧</u> を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。 第7節 （略） 第4章 （略）			第4～第8 （略） 第3節～第5節 （略） 第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動 第1 道路管理者の措置 1 道路管理者は、 <u>道路啓開等</u> を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。 第7節 （略） 第4章 （略）			字句の修正

■ 福岡県地域防災計画（事故対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第5編 危険物等災害対策編</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 職員の体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県及び市町村等の防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第2 救助・救急、医療及び消火活動関係</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 消火活動関係</p> <p>(1) 市町村及び事業者は、平常時から消防本部、消防団及び自衛防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 第七管区海上保安本部は、海上における消火活動に備え、平常時から消防体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>第3～第9 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 通信手段の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 重要通信の確保</p> <p>西日本電信電話株式会社は、災害時における防災関係機関の重要通信の優先確保を行うものとする。</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 県の活動体制</p>	<p>第5編 危険物等災害対策編</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 職員の体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県及び市町村等の防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努めるものとする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第2 救助・救急、医療及び消火活動関係</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 消火活動関係</p> <p>(1) 市町村及び事業者は、平時から消防本部、消防団及び自衛防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 第七管区海上保安本部は、海上における消火活動に備え、平時から消防体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>第3～第9 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 通信手段の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 重要通信の確保</p> <p>N T T西日本株式会社は、災害時における防災関係機関の重要通信の優先確保を行うものとする。</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 県の活動体制</p>	<p></p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>記載の適正化</p>

■福岡県地域防災計画（事故対策編）新旧対照表

旧			新			改正理由
<p>1 関係課の所掌事務 危険物等災害に係る主な関係課の所掌事務は、次のとおりとする。</p>			<p>1 関係課の所掌事務 危険物等災害に係る主な関係課の所掌事務は、次のとおりとする。</p>			
担当課	所掌事務		担当課	所掌事務		
防災危機管理局	<ul style="list-style-type: none"> 事業者、第七管区海上保安本部及び消防庁との連絡調整に関すること。 被害情報の収集及び取りまとめ並びに関係機関への伝達に関すること。 市町村に対する情報伝達及び応急対策上必要な指示に関すること。 事故対策本部等の設置に関すること。 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 関係各課及び関係機関との連絡調整に関すること。 その他必要とする応急対策の実施に関する連絡調整 		防災危機管理局	<ul style="list-style-type: none"> 事業者、第七管区海上保安本部及び消防庁との連絡調整に関すること。 被害情報の収集及び取りまとめ並びに関係機関への伝達に関すること。 市町村に対する情報伝達及び応急対策上必要な指示に関すること。 事故対策本部等の設置に関すること。 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 関係各課及び関係機関との連絡調整に関すること。 その他必要とする応急対策の実施に関する連絡調整 		
県民情報広報課	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況、防災関係機関の活動状況等の報道発表に関すること。 		広報課	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況、防災関係機関の活動状況等の報道発表に関すること。 		
健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> 周辺住民等の健康安全対策に関すること。 		健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> 周辺住民等の健康安全対策に関すること。 		
医療指導課	<ul style="list-style-type: none"> 救護班の編成及び派遣に関すること。 福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣に関すること。 医療関係機関、団体等との連絡に関すること。 		医療指導課	<ul style="list-style-type: none"> 救護班の編成及び派遣に関すること。 福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣に関すること。 医療関係機関、団体等との連絡に関すること。 		
業務課	<ul style="list-style-type: none"> 業事関係の被害調査及び関係機関との連絡調整に関すること。 		業務課	<ul style="list-style-type: none"> 業事関係の被害調査及び関係機関との連絡調整に関すること。 		
環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> 水質、大気、悪臭等に対する対策に関すること。 		水・大気環境課	<ul style="list-style-type: none"> 水質、大気、悪臭等に対する対策に関すること。 		
廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> 回収した災害廃棄物の収集、運搬及び処分等に関すること。 		廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> 回収した災害廃棄物の収集、運搬及び処分等に関すること。 		
自然環境課	<ul style="list-style-type: none"> 生態系の保全に関すること。 		自然環境課	<ul style="list-style-type: none"> 生態系の保全に関すること。 		
工業保安課	<ul style="list-style-type: none"> ガス及び火薬災害等の被害調査及び関係機関との連絡調整に関すること。 		消防保安課	<ul style="list-style-type: none"> ガス及び火薬災害等の被害調査及び関係機関との連絡調整に関すること。 		
<p>2 配備体制 県は、危険物等災害の通報を受けたときは、次に掲げるところにより必要な対策をとる。 (1)～(2) (略)</p> <p>【配備の種類と配備基準】 (丸数字は動員数)</p>			<p>2 配備体制 県は、危険物等災害の通報を受けたときは、次に掲げるところにより必要な対策をとる。 (1)～(2) (略)</p> <p>【配備の種類と配備基準】 (丸数字は動員数)</p>			組織改編に伴う修正
配備の種類	配備の時期	配備基準（総括者を除く。）	配備の種類	配備の時期	配備基準（総括者を除く。）	
事故対策本部 （災害警戒本部）	事故災害の状況から相当な被害が予想されるとき	防災危機管理局 ⑩ 県民情報広報課 ② 健康増進課 ② 医療指導課 ② 業務課 ②	事故対策本部 （災害警戒本部）	事故災害の状況から相当な被害が予想されるとき	防災危機管理局 ⑩ 広報課 ② 健康増進課 ② 医療指導課 ② 業務課 ②	

■福岡県地域防災計画（事故対策編）新旧対照表

旧			新			改正理由
		(毒劇物) 環境保全課 ② 廃棄物対策課 ② 自然環境課 ② 工業保安課 ② (高圧ガス・火薬類) その他事故の状況により関係のある課			(毒劇物) 水・大気環境課 ② 廃棄物対策課 ② 自然環境課 ② 消防保安課 ② (高圧ガス・火薬類) その他事故の状況により関係のある課	
災害対策本部	事故災害の状況から大規模な被害が予想される時又は被害が相当に拡大すると想定されるとき	組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第2節組織動員計画による。	災害対策本部	事故災害の状況から大規模な被害が予想される時又は被害が相当に拡大すると想定されるとき	組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第2節組織動員計画による。	
第4～第8 (略) 第3節 個別災害に係る応急対策 第1 危険物災害応急対策 1～3 (略) 4 第七管区海上保安本部 (略) (1) (略) (2) 緊急通信、安全通信等により付近船舶等に周知するとともに、 <u>船舶</u> 等による周知及び危険海域の警戒を実施する。また、必要に応じて法令の定めるところにより火気使用の制限、禁止、航行制限、禁止の措置を講ずる。 (3) (略) (4) 船舶の火災または海上火災が発生したときは、速やかに <u>船舶</u> によりその消火を行う。 第2～第3 (略) 第4節～第9節 (略) 第4章 (略)			第4～第8 (略) 第3節 個別災害に係る応急対策 第1 危険物災害応急対策 1～3 (略) 4 第七管区海上保安本部 (略) (1) (略) (2) 緊急通信、安全通信等により付近船舶等に周知するとともに、 <u>船舶</u> 等による周知及び危険海域の警戒を実施する。また、必要に応じて法令の定めるところにより火気使用の制限、禁止、航行制限、禁止の措置を講ずる。 (3) (略) (4) 船舶の火災または海上火災が発生したときは、速やかに <u>船舶</u> によりその消火を行う。 第2～第3 (略) 第4節～第9節 (略) 第4章 (略)			字句の修正 字句の修正

■ 福岡県地域防災計画（事故対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第6編 大規模な火事災害対策編</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節～第3節 (略)</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 職員の体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県及び市町村等の防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第2 救助・救急、医療及び消火活動関係</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 消火活動関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町村は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるとともに、消防車両等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。</p> <p>第3～第7 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 通信手段の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 重要通信の確保</p> <p>西日本電信電話株式会社は、災害時における防災関係機関の重要通信の優先確保を行うものとする。</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 県の活動体制</p> <p>1 関係課の所掌事務</p>	<p>第6編 大規模な火事災害対策編</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節～第3節 (略)</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 職員の体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県及び市町村等の防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努めるものとする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第2 救助・救急、医療及び消火活動関係</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 消火活動関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町村は、平時から消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるとともに、消防車両等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。</p> <p>第3～第7 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 通信手段の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 重要通信の確保</p> <p>N T T西日本株式会社は、災害時における防災関係機関の重要通信の優先確保を行うものとする。</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 県の活動体制</p> <p>1 関係課の所掌事務</p>	<p></p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>記載の適正化</p>

■ 福岡県地域防災計画（事故対策編）新旧対照表

旧			新			改正理由																		
大規模火事災害に係る主な関係課の所掌事務は、次のとおりとする。			大規模火事災害に係る主な関係課の所掌事務は、次のとおりとする。			組織改編に伴う修正																		
担当課	所掌事務		担当課	所掌事務																				
防災危機管理局	<ul style="list-style-type: none"> ・消防庁との連絡調整に関すること。 ・被害情報の収集及び取りまとめ並びに関係機関への伝達に関すること。 ・市町村に対する情報伝達及び応急対策上必要な指示に関すること。 ・事故対策本部等の設置に関すること。 ・自衛隊の災害派遣要請に関すること。 ・関係各課及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・その他必要とする応急対策の実施に関すること。 		防災危機管理局	<ul style="list-style-type: none"> ・消防庁との連絡調整に関すること。 ・被害情報の収集及び取りまとめ並びに関係機関への伝達に関すること。 ・市町村に対する情報伝達及び応急対策上必要な指示に関すること。 ・事故対策本部等の設置に関すること。 ・自衛隊の災害派遣要請に関すること。 ・関係各課及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・その他必要とする応急対策の実施に関すること。 																				
県民情報広報課	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況、防止関係機関等の活動状況等に関すること。 		広報課	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況、防止関係機関等の活動状況等に関すること。 																				
医療指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・医療班の編成及び派遣に関すること。 ・福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣に関すること。 ・医療関係機関、団体等との連絡に関すること。 		医療指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・医療班の編成及び派遣に関すること。 ・福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣に関すること。 ・医療関係機関、団体等との連絡に関すること。 																				
<p>2 配備態勢</p> <p>県は、大規模火事災害の通報を受けたときは、次に掲げるところにより必要な対策をとる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>【配備の種類と配備基準】 (丸数字は動員数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備の種類</th> <th>配備の時期</th> <th>配備基準（総括者を除く。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模火事対策本部（災害警戒本部）</td> <td>火事の状態から相当な被害が予想される時</td> <td>防災危機管理局 ⑩ 県民情報広報課 ② 医療指導課 ② その他事故の状況により関係のある課</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部</td> <td>火事の状態から大規模な被害が予想される時又は被害が相当に拡大すると想定される時</td> <td>組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第2節組織動員計画による。</td> </tr> </tbody> </table>			配備の種類	配備の時期	配備基準（総括者を除く。）	大規模火事対策本部（災害警戒本部）	火事の状態から相当な被害が予想される時	防災危機管理局 ⑩ 県民情報広報課 ② 医療指導課 ② その他事故の状況により関係のある課	災害対策本部	火事の状態から大規模な被害が予想される時又は被害が相当に拡大すると想定される時	組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第2節組織動員計画による。	<p>2 配備態勢</p> <p>県は、大規模火事災害の通報を受けたときは、次に掲げるところにより必要な対策をとる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>【配備の種類と配備基準】 (丸数字は動員数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備の種類</th> <th>配備の時期</th> <th>配備基準（総括者を除く。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模火事対策本部（災害警戒本部）</td> <td>火事の状態から相当な被害が予想される時</td> <td>防災危機管理局 ⑩ 広報課 ② 医療指導課 ② その他事故の状況により関係のある課</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部</td> <td>火事の状態から大規模な被害が予想される時又は被害が相当に拡大すると想定される時</td> <td>組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第2節組織動員計画による。</td> </tr> </tbody> </table>			配備の種類	配備の時期	配備基準（総括者を除く。）	大規模火事対策本部（災害警戒本部）	火事の状態から相当な被害が予想される時	防災危機管理局 ⑩ 広報課 ② 医療指導課 ② その他事故の状況により関係のある課	災害対策本部	火事の状態から大規模な被害が予想される時又は被害が相当に拡大すると想定される時	組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第2節組織動員計画による。	組織改編に伴う修正
配備の種類	配備の時期	配備基準（総括者を除く。）																						
大規模火事対策本部（災害警戒本部）	火事の状態から相当な被害が予想される時	防災危機管理局 ⑩ 県民情報広報課 ② 医療指導課 ② その他事故の状況により関係のある課																						
災害対策本部	火事の状態から大規模な被害が予想される時又は被害が相当に拡大すると想定される時	組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第2節組織動員計画による。																						
配備の種類	配備の時期	配備基準（総括者を除く。）																						
大規模火事対策本部（災害警戒本部）	火事の状態から相当な被害が予想される時	防災危機管理局 ⑩ 広報課 ② 医療指導課 ② その他事故の状況により関係のある課																						
災害対策本部	火事の状態から大規模な被害が予想される時又は被害が相当に拡大すると想定される時	組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第2節組織動員計画による。																						
<p>第3～第7 第3節～第6節 (略)</p> <p>第4章 (略)</p>			<p>第3～第7 第3節～第6節 (略)</p> <p>第4章 (略)</p>																					

■福岡県地域防災計画（事故対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第7編 林野火災対策編</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 林野火災に強い地域づくり</p> <p>第1 監視体制等の強化</p> <p>1 県 (略)</p> <p>(1) 森林保全巡視員の配置 森林火災発生危険区域及び森林面積等に応じて、<u>2.6名</u>の森林保全巡視員を配置し、巡視を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 職員の体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県及び市町村等の防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の</p>	<p>第7編 林野火災対策編</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 林野火災に強い地域づくり</p> <p>第1 監視体制等の強化</p> <p>1 県 (略)</p> <p>(1) 森林保全巡視員の配置 森林火災発生危険区域及び森林面積等に応じて、<u>各森林組合</u>に森林保全巡視員を配置し、巡視を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 林野火災に対する警戒の強化</p> <p>県及び市町村は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組みとともに、<u>火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。また、市町村は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。また、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。</u></p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p><u>林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、消防機関を始めとする地方公共団体は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。</u></p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 職員の体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県及び市町村等の防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の</p>	<p>記載の適正化</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p>

■福岡県地域防災計画（事故対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを<u>平常時</u>から構築することに努めるものとする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第2 救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 消火活動関係</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>(2)</u>～<u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> 消防水利の多様化</p> <p>県及び市町村は、大規模な災害に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、貯水槽の整備、海水、河川水等の自然利水の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。</p> <p><u>(5)</u> 空中消火体制</p> <p>市町村は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進し、林野火災の状況に応じて早期にヘリコプターの活用が図れるようにするため、<u>ヘリコプターの整備、広域航空応援体制の整備、活動拠点及び資機材の整備等を積極的に実施できる体制づくり</u>を推進するものとする。</p> <p><u>(6)</u> 自主防災組織等との連携等</p> <p>市町村は、<u>平常時</u>から消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の<u>被害想定の実施、それに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるとともに、消防車両等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。</u></p> <p>第3～第6 (略)</p> <p>第7 防災関係機関等の防災訓練の実施</p>	<p>専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを<u>平時</u>から構築することに努めるものとする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第2 救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 消火活動関係</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 消火活動体制の整備</u></p> <p><u>消防機関等は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>(3)</u>～<u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> 消防水利の多様化</p> <p>県及び市町村は、大規模な災害に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、貯水槽の整備、海水、河川水等の自然利水の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。</p> <p><u>また、水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。</u></p> <p><u>(6)</u> 空中消火体制</p> <p>市町村は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進し、林野火災の状況に応じて早期にヘリコプターの活用が図れるようにするため、<u>ヘリコプター、活動拠点、熱源探査装置を含む資機材等の整備</u>を推進するものとする。</p> <p><u>(7)</u> 自主防災組織等との連携等</p> <p>市町村は、<u>平時</u>から消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の<u>被害想定の実施、それに伴う消防水利の確保、消防体制の整備及び消防車両等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるとともに、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等</u>を図るものとする。</p> <p>第3～第6 (略)</p> <p>第7 防災関係機関等の防災訓練の実施</p>	<p>字句の修正</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>字句の修正 防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p>

■福岡県地域防災計画（事故対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>1 (略)</p> <p>2 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>(1) 県及び市町村等の防災関係機関並びに関係団体等が訓練を行うに当たっては、林野火災及び被害の想定を明らかにするとともに訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第4節 防災活動の促進</p> <p>第1 防災知識の普及、予防啓発活動</p> <p>1 防災思想の普及</p> <p>県及び市町村等の防災関係機関並びに関係団体等は火災多発時期を重点的に、ハイカーなどの入山者等を対象とした次に掲げる予防広報を積極的に推進する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>(1) 県及び市町村等の防災関係機関並びに関係団体等が訓練を行うに当たっては、林野火災及び被害の想定を明らかにするとともに訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるほか、<u>広域応援など様々な状況を想定し、消防計画や林野火災防御図等を活用した、より実践的な消火等の訓練を実施するものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>第5節 防災活動の促進</p> <p>第1 防災知識の普及、予防啓発活動</p> <p>1 防災思想の普及</p> <p>県及び市町村等の防災関係機関並びに関係団体等は、<u>林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する国民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施するものとする。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意し、</u>火災多発時期を重点的に、ハイカーなどの入山者等を対象とした次に掲げる予防広報を積極的に推進する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2 (略)</p>	<p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p>
<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>第1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県は、必要に応じて、<u>消防ヘリコプター</u>の出動を要請する等、被害情報の把握に努めるとともに、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>第1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県は、必要に応じて、<u>消防ヘリコプターや無人航空機等の</u>出動を要請する等、被害情報の把握に努めるとともに、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p>

■福岡県地域防災計画（事故対策編）新旧対照表

旧		新		改正理由
<p>3～4（略）</p> <p>第2 通信手段の確保</p> <p>1（略）</p> <p>2 重要通信の確保</p> <p>西日本電信電話株式会社は、災害時における防災関係機関の重要通信の優先確保を行うものとする。</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>第1～2（略）</p> <p>第3 県の活動体制</p> <p>1 関係課の所掌事務</p> <p>林野火災に係る主な関係課の所掌事務は、次のとおりとする。</p>		<p>3～4（略）</p> <p>第2 通信手段の確保</p> <p>1（略）</p> <p>2 重要通信の確保</p> <p>NTT西日本株式会社は、災害時における防災関係機関の重要通信の優先確保を行うものとする。</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>第1～2（略）</p> <p>第3 県の活動体制</p> <p>1 関係課の所掌事務</p> <p>林野火災に係る主な関係課の所掌事務は、次のとおりとする。</p>		<p>記載の適正化</p> <p>組織改編に伴う修正</p>
担当課	所掌事務	担当課	所掌事務	
防災危機管理局	<ul style="list-style-type: none"> 消防庁との連絡調整に関すること。 被害情報の収集及び取りまとめ並びに関係機関への伝達に関すること。 市町村に対する情報伝達及び応急対策上必要な指示に関すること。 事故対策本部等の設置に関すること。 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 関係各課及び関係機関との連絡調整に関すること。 その他必要とする応急対策の実施に関すること。 	防災危機管理局	<ul style="list-style-type: none"> 消防庁との連絡調整に関すること。 被害情報の収集及び取りまとめ並びに関係機関への伝達に関すること。 市町村に対する情報伝達及び応急対策上必要な指示に関すること。 事故対策本部等の設置に関すること。 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 関係各課及び関係機関との連絡調整に関すること。 その他必要とする応急対策の実施に関すること。 	
県民情報広報課	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況、防災関係機関の活動状況等に関すること。 	広報課	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況、防災関係機関の活動状況等に関すること。 	
医療指導課	<ul style="list-style-type: none"> 医療班の編成及び派遣に関すること。 福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣に関すること。 医療関係機関、団体等との連絡に関すること。 	医療指導課	<ul style="list-style-type: none"> 医療班の編成及び派遣に関すること。 福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣に関すること。 医療関係機関、団体等との連絡に関すること。 	
自然環境課	<ul style="list-style-type: none"> 生態系の保全に関すること。 	自然環境課	<ul style="list-style-type: none"> 生態系の保全に関すること。 	
農山漁村振興課	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の収集及び林野庁・関係機関との連絡調整に関すること。 	農山漁村振興課	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の収集及び林野庁・関係機関との連絡調整に関すること。 	
林業振興課	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の収集及び林野庁・関係機関との連絡調整に関すること。 	林業振興課	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の収集及び林野庁・関係機関との連絡調整に関すること。 	
<p>2 配備態勢</p> <p>県は、林野火災の通報を受けたときは、次に掲げるところにより必要な対策をとる。</p> <p>(1)～(2)（略）</p>		<p>2 配備態勢</p> <p>県は、林野火災の通報を受けたときは、次に掲げるところにより必要な対策をとる。</p> <p>(1)～(2)（略）</p>		

福岡県地域防災計画（事故対策編）新旧対照表

旧			新			改正理由
【配備の種類と配備基準】		(丸数字は動員数)	【配備の種類と配備基準】		(丸数字は動員数)	組織改編に伴う修正
配備の種類	配備の時期	配備基準（総括者を除く。）	配備の種類	配備の時期	配備基準（総括者を除く。）	
林野火災対策本部 (災害警戒本部)	林野火災の状況から 相当な被害が予想されるとき	防災危機管理局 ⑩ <u>県民情報広報課</u> ② 医療指導課 ② 自然環境課 ② 農山漁村振興課 ② 林業振興課 ② その他事故の状況により関係のある課	林野火災対策本部 (災害警戒本部)	林野火災の状況から 相当な被害が予想されるとき	防災危機管理局 ⑩ <u>広報課</u> ② 医療指導課 ② 自然環境課 ② 農山漁村振興課 ② 林業振興課 ② その他事故の状況により関係のある課	防災基本計画（R7.7修正） に基づく修正
災害対策本部	林野火災の状況から 大規模な被害が予想されるとき又は被害が相当に拡大すると想定されるとき	組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第2節組織動員計画による。	災害対策本部	林野火災の状況から 大規模な被害が予想されるとき又は被害が相当に拡大すると想定されるとき	組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第2節組織動員計画による。	
<p>第4～第5 (略)</p> <p>第6 広域的な活動体制</p> <p>県及び市町村等の防災関係機関は、被害の規模等に応じて、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対して応援を要請する。また、林野火災の発生を覚知した時は、発災地以外の地方公共団体は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。なお、応援要請の種類、手続等は、基本編・風水害対策編第3編第1章第4節応援要請計画による。</p>			<p>第4～第5 (略)</p> <p>第6 広域的な活動体制</p> <p>県及び市町村等の防災関係機関は、被害の規模等に応じて、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対して応援を要請する。また、林野火災の発生を覚知した時は、発災地以外の地方公共団体は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。<u>さらに、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請するものとするほか、県内応援部隊の調整を行う機関は、火災の延焼状況等を把握し、被災市町村の消防機関に対して応援部隊の派遣に係る調整など支援を行うものとする。</u></p> <p>なお、応援要請の種類、手続等は、基本編・風水害対策編第3編第1章第4節応援要請計画による。</p>			防災基本計画（R7.7修正） に基づく修正
<p>第7～第8 (略)</p> <p>第3節 救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 消火活動</p> <p>1 市町村等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、<u>迅速に消火活動を行うものとする。また、林野火災防御図の活用等を図りつつ、効果的な消防活動を実施するとともに、時期を失することなく、近隣市町村に応援要請を行うなど早期消火に努めるものとする。</u></p>			<p>第7～第8 (略)</p> <p>第3節 救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 消火活動</p> <p>1 市町村等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、<u>消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消防活動を行うものとする。また、活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。</u></p>			

■福岡県地域防災計画（事故対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>2 県及び警察は、他の地方公共団体、自衛隊との連携を図りながら、ヘリコプターを積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火を早期に実施するよう努めるものとする。</p> <p>3 (略) <u>(新設)</u></p> <p>第4 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 避難の受入れ及び情報提供活動 (略)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 関係者等への情報伝達活動</p> <p>1 被災者の家族等への情報伝達活動</p> <p>県及び市町村等の防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。</p> <p>なお、その際、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、情報の公表、広報活動の際、その内容について、<u>相互に連絡を取り合うものとする。</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第4章 (略)</p>	<p><u>なお、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとするほか、消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。</u></p> <p>2 県及び市町村等は、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4 応援部隊は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防水の確保が可能な車両等を活用するほか、人員・資機材の搬送に当たって、山間地の悪路・隘路でも走行可能な車両を適切に活用するものとする。また、地域の実情に精通した消防団を含む消防機関と情報共有を密にして連携の強化を図るものとする。</u></p> <p>第4 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 避難の受入れ及び情報提供活動 (略)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 関係者等への情報伝達活動</p> <p>1 被災者の家族等への情報伝達活動</p> <p>県及び市町村等の防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。</p> <p>なお、その際、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、情報の公表、広報活動の際、その内容について、<u>相互に連絡を取り合うものとし、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第4章 (略)</p>	<p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p>

■ 福岡県地域防災計画（事故対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第8編 放射線災害対策編</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 情報の収集・連絡関係</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 職員の体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県及び市町村等の防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>5～8 (略)</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第4 救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 消火活動関係</p> <p>市町村は、平常時から施設設置者等との連携強化を図り、放射性物質取扱施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。</p> <p>第5～第7 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 通信手段の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 重要通信の確保</p> <p>西日本電信電話株式会社は、災害時における防災関係機関の重要通信の優先確保を行うものとする。</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 県の活動体制</p> <p>1 関係課の所掌事務</p> <p>放射線災害に係る主な関係課の所掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>第8編 放射線災害対策編</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 情報の収集・連絡関係</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 職員の体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県及び市町村等の防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努めるものとする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>5～8 (略)</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第4 救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 消火活動関係</p> <p>市町村は、平時から施設設置者等との連携強化を図り、放射性物質取扱施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。</p> <p>第5～第7 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 通信手段の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 重要通信の確保</p> <p>N.T.T西日本株式会社は、災害時における防災関係機関の重要通信の優先確保を行うものとする。</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 県の活動体制</p> <p>1 関係課の所掌事務</p> <p>放射線災害に係る主な関係課の所掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p></p> <p>字句の修正</p> <p></p> <p>字句の修正</p> <p></p> <p>記載の適正化</p>

福岡県地域防災計画（事故対策編）新旧対照表

旧		新		改正理由
担当課	所掌事務	担当課	所掌事務	
防災危機管理局	<ul style="list-style-type: none"> 施設設置者等及び消防庁との連絡調整に関する事。 被害情報の収集及び取りまとめ並びに関係機関への伝達に関する事。 市町村に対する情報伝達及び応急対策上必要な指示に関する事。 事故対策本部等の設置に関する事。 自衛隊の災害派遣要請に関する事。 関係各課及び関係機関との連絡調整に関する事。 その他必要とする応急対策の実施に関する連絡調整 	防災危機管理局	<ul style="list-style-type: none"> 施設設置者等及び消防庁との連絡調整に関する事。 被害情報の収集及び取りまとめ並びに関係機関への伝達に関する事。 市町村に対する情報伝達及び応急対策上必要な指示に関する事。 事故対策本部等の設置に関する事。 自衛隊の災害派遣要請に関する事。 関係各課及び関係機関との連絡調整に関する事。 その他必要とする応急対策の実施に関する連絡調整 	
県民情報広報課	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況、防災関係機関の活動状況等の報道発表に関する事。 	広報課	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況、防災関係機関の活動状況等の報道発表に関する事。 	
保健医療介護総務課	<ul style="list-style-type: none"> 健康危機管理に関する事。 	保健医療介護総務課	<ul style="list-style-type: none"> 健康危機管理に関する事。 	
健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> 住民の健康相談に関する事。 	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> 住民の健康相談に関する事。 	
生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> 流通食品の検査・安全性確保に関する事。 	生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> 流通食品の検査・安全性確保に関する事。 	
医療指導課	<ul style="list-style-type: none"> 医療班の編成及び救護活動に関する事。 福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣に関する事。 医療関係機関、団体等との連絡に関する事。 	医療指導課	<ul style="list-style-type: none"> 医療班の編成及び救護活動に関する事。 福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣に関する事。 医療関係機関、団体等との連絡に関する事。 	
薬務課	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品の確保に関する事。 	薬務課	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品の確保に関する事。 	
環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> 放射能の測定に関する事。 	水・大気環境課	<ul style="list-style-type: none"> 放射能の測定に関する事。 	
食の安全・地産地消課	<ul style="list-style-type: none"> 農産物の安全性確保・風評被害対策に関する事。 	食の安全・地産地消課	<ul style="list-style-type: none"> 農産物の安全性確保・風評被害対策に関する事。 	
畜産課	<ul style="list-style-type: none"> 畜産物の安全性確保・風評被害対策に関する事。 	畜産課	<ul style="list-style-type: none"> 畜産物の安全性確保・風評被害対策に関する事。 	
水道整備室	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水の安全性確保に関する事。 	水道整備室	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水の安全性確保に関する事。 	
<p>2 配備態勢</p> <p>県は、放射線災害の通報を受けたときは、次に掲げるところにより必要な対策をとる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>		<p>2 配備態勢</p> <p>県は、放射線災害の通報を受けたときは、次に掲げるところにより必要な対策をとる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>		

■ 福岡県地域防災計画（事故対策編）新旧対照表

旧			新			改正理由
【配備の種類と配備基準】 (丸数字は動員数)			【配備の種類と配備基準】 (丸数字は動員数)			
配備の種類	配備の時期	配備基準（総括者を除く。）	配備の種類	配備の時期	配備基準（総括者を除く。）	
事故対策本部 （災害警戒本部）	事故災害の状況から 相当な被害が予想されるとき	防災危機管理局 ⑩ 県民情報広報課 ② 保健医療介護総務課 ② 健康増進課 ② 生活衛生課 ② 医療指導課 ② 薬務課 ② 環境保全課 ② 食の安全・地産地消課 ② 畜産課 ② 水道整備室 ② その他事故の状況により関係のある課	事故対策本部 （災害警戒本部）	事故災害の状況から 相当な被害が予想されるとき	防災危機管理局 ⑩ 広報課 ② 保健医療介護総務課 ② 健康増進課 ② 生活衛生課 ② 医療指導課 ② 薬務課 ② 水・大気環境課 ② 食の安全・地産地消課 ② 畜産課 ② 水道整備室 ② その他事故の状況により関係のある課	
災害対策本部	事故災害の状況から 大規模な被害が予想されるとき又は被害が相当に拡大すると想定されるとき	組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第1節組織動員計画による。	災害対策本部	事故災害の状況から 大規模な被害が予想されるとき又は被害が相当に拡大すると想定されるとき	組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第1節組織動員計画による。	
第4～第8（略） 第3節～第6節（略） 第4章（略）			第4～第8（略） 第3節～第6節（略） 第4章（略）			